

陈味山先生文集



【史料力一下】	
著者	陈味山
刊行 年(西暦)	伊武寺版(17)
刊行 年(和暦)	天明2. 3月
書名	陈味山先生文集
冊数	一冊
紙張 種別	和紙
紙張 寸法	16.5x24.5
紙張 色相	黄紙
表紙	
裏紙	
綴り	
印	
備考	

珠大圖書院

珠大圖書院

珠大圖書院

珠大圖書院

珠大圖書院

珠大圖書院

珠大圖書院

疏錄  
由來  
記集

龍溪山齋集

琴堂圖書

目錄

卷一 詩

卷二 詩

卷三 詩

卷四 詩

卷五 詩

卷六 詩

卷七 詩

卷八 詩

漢書地理志序

漢書地理志序

長江...

陳球全前書

覽

一 學期初中歷史... 有表... 何果... 何果... 何果... 何果...

此項書

一 日式... 有... 何果... 何果... 何果...

一 關於... 何果... 何果... 何果...

一 關於... 何果... 何果... 何果...

同新

十月十五日

御朱園 覽

建嘉... 覽官二

於... 何果... 何果... 何果... 何果... 何果...

月日

○江ノ上ノ事

直書水鏡卷上

有て是亦專書漢初事類と相身合是八并竹味と二年一別記  
本目代と一人異味言村とて同書也

直書水鏡卷上

直書水鏡

直書水鏡

直書水鏡

直書水鏡

直書水鏡

直書水鏡

一年漢の月日... 直書水鏡

直書水鏡

直書水鏡

直書水鏡

直書水鏡

直書水鏡

直書水鏡

直書水鏡

直書水鏡

直書水鏡

直書水鏡

直書水鏡











一 竹野殿神の御書

三

竹野前 三十一

竹野前 三十二

一 二層野殿神の御書

三十一

二層野殿

一 三層野殿神の御書

三

三層前 三十一

三層前 三十二

三層前 三十三

一 四層野殿神の御書

三

四層前 三十一

四層前 三十二

竹野

一 五層野殿神の御書

一 六層野殿神の御書

一 七層野殿神の御書

一 八層野殿神の御書

鎌倉殿

一 九層野殿神の御書







陸軍軍令第六百四十八號

陸軍部令 陸軍軍令第六百四十八號  
陸軍部令 陸軍軍令第六百四十八號  
陸軍部令 陸軍軍令第六百四十八號  
陸軍部令 陸軍軍令第六百四十八號  
陸軍部令 陸軍軍令第六百四十八號  
陸軍部令 陸軍軍令第六百四十八號  
陸軍部令 陸軍軍令第六百四十八號  
陸軍部令 陸軍軍令第六百四十八號  
陸軍部令 陸軍軍令第六百四十八號  
陸軍部令 陸軍軍令第六百四十八號

陸軍部令 陸軍軍令第六百四十八號  
陸軍部令 陸軍軍令第六百四十八號  
陸軍部令 陸軍軍令第六百四十八號  
陸軍部令 陸軍軍令第六百四十八號  
陸軍部令 陸軍軍令第六百四十八號  
陸軍部令 陸軍軍令第六百四十八號  
陸軍部令 陸軍軍令第六百四十八號  
陸軍部令 陸軍軍令第六百四十八號  
陸軍部令 陸軍軍令第六百四十八號  
陸軍部令 陸軍軍令第六百四十八號







有て然るも、徳治のころには、徳治を以て言ふに足らぬ

徳治

徳治のころには

一 徳治のころには

徳治

徳治のころには、徳治を以て言ふに足らぬ

徳治のころには、徳治を以て言ふに足らぬ

徳治のころには、徳治を以て言ふに足らぬ

一 徳治のころには

徳治のころには

徳治のころには、徳治を以て言ふに足らぬ  
徳治のころには、徳治を以て言ふに足らぬ  
徳治のころには、徳治を以て言ふに足らぬ  
徳治のころには、徳治を以て言ふに足らぬ  
徳治のころには、徳治を以て言ふに足らぬ  
徳治のころには、徳治を以て言ふに足らぬ  
徳治のころには、徳治を以て言ふに足らぬ  
徳治のころには、徳治を以て言ふに足らぬ  
徳治のころには、徳治を以て言ふに足らぬ  
徳治のころには、徳治を以て言ふに足らぬ

一 徳治のころには

徳治のころには、徳治を以て言ふに足らぬ

一 徳治のころには

徳治のころには、徳治を以て言ふに足らぬ

一 徳治のころには

一 徳治のころには

一 徳治のころには

一 徳治のころには

徳治のころには

會同各處紳士

甲辰年行會

乙未年行會

丙申年行會

丁酉年行會

戊戌年行會

己亥年行會

庚子年行會

辛丑年行會

壬寅年行會

癸卯年行會

甲辰年行會

乙未年行會

本館は、本報の発行に際して、読者の便利を期すべく、本報の発行時刻を、毎朝六時三十分、毎夕六時三十分、毎夜十時三十分と定む。又、本報の発行に際して、読者の便利を期すべく、本報の発行時刻を、毎朝六時三十分、毎夕六時三十分、毎夜十時三十分と定む。

本報の発行時刻

本報は、毎朝六時三十分、毎夕六時三十分、毎夜十時三十分と定む。

本報は、毎朝六時三十分、毎夕六時三十分、毎夜十時三十分と定む。

本報は、毎朝六時三十分、毎夕六時三十分、毎夜十時三十分と定む。

本報は、毎朝六時三十分、毎夕六時三十分、毎夜十時三十分と定む。

本報は、毎朝六時三十分、毎夕六時三十分、毎夜十時三十分と定む。

本報は、毎朝六時三十分、毎夕六時三十分、毎夜十時三十分と定む。

本報は、毎朝六時三十分、毎夕六時三十分、毎夜十時三十分と定む。

本報は、毎朝六時三十分、毎夕六時三十分、毎夜十時三十分と定む。

本報の発行時刻

本報は、毎朝六時三十分、毎夕六時三十分、毎夜十時三十分と定む。

本報は、毎朝六時三十分、毎夕六時三十分、毎夜十時三十分と定む。

本報は、毎朝六時三十分、毎夕六時三十分、毎夜十時三十分と定む。

本報

本報は、毎朝六時三十分、毎夕六時三十分、毎夜十時三十分と定む。

本報は、毎朝六時三十分、毎夕六時三十分、毎夜十時三十分と定む。

本報は、毎朝六時三十分、毎夕六時三十分、毎夜十時三十分と定む。

本報は、毎朝六時三十分、毎夕六時三十分、毎夜十時三十分と定む。

本報は、毎朝六時三十分、毎夕六時三十分、毎夜十時三十分と定む。

本報は、毎朝六時三十分、毎夕六時三十分、毎夜十時三十分と定む。

一 諸君の御注意を仰ぐに、

一 諸君の御注意を仰ぐに、

一 諸君の御注意を仰ぐに、

一 諸君の御注意を仰ぐに、

一 諸君の御注意を仰ぐに、

一 諸君の御注意を仰ぐに、

一 諸君の御注意を仰ぐに、

一 諸君の御注意を仰ぐに、

一 諸君の御注意を仰ぐに、

一 諸君の御注意を仰ぐに、

一 諸君の御注意を仰ぐに、

一 諸君の御注意を仰ぐに、

一 諸君の御注意を仰ぐに、

一 諸君の御注意を仰ぐに、

一 諸君の御注意を仰ぐに、

Handwritten text line 1 on the left page.

Handwritten text line 2 on the left page.

Handwritten text line 3 on the left page.

Handwritten text line 4 on the left page.

Handwritten text line 5 on the left page.

Handwritten text line 6 on the left page.

Handwritten text line 7 on the left page.

Handwritten text line 8 on the left page.

Handwritten text line 9 on the left page.

Handwritten text line 10 on the left page.

Handwritten text line 11 on the left page.

Handwritten text line 12 on the left page.

Small handwritten mark or character at the top of the right page.

Handwritten text line 1 on the right page.

Handwritten text line 2 on the right page.

Handwritten text line 3 on the right page.

Handwritten text line 4 on the right page.

Handwritten text line 5 on the right page.

Handwritten text line 6 on the right page.

Handwritten text line 7 on the right page.

Handwritten text line 8 on the right page.

Handwritten text line 9 on the right page.

Handwritten text line 10 on the right page.

Handwritten text line 11 on the right page.

北条重忠の生涯

大塚一三郎著

北条重忠

重忠は北条時義の長子として、北条氏の家系を継承した。...

重忠は幼少から武芸に秀でて、父の時義に代わって北条氏の家督を継いだ。...

重忠は、北条氏の領地を拡大し、北関東の覇を握った。...

重忠は、北条氏の家系を継承し、北関東の覇を握った。...

重忠は、北条氏の家系を継承し、北関東の覇を握った。...

重忠は、北条氏の家系を継承し、北関東の覇を握った。...

重忠は、北条氏の家系を継承し、北関東の覇を握った。...

重忠は、北条氏の家系を継承し、北関東の覇を握った。...

重忠は、北条氏の家系を継承し、北関東の覇を握った。...

重忠は、北条氏の家系を継承し、北関東の覇を握った。...

重忠は、北条氏の家系を継承し、北関東の覇を握った。...

重忠は、北条氏の家系を継承し、北関東の覇を握った。...

重忠は、北条氏の家系を継承し、北関東の覇を握った。...

重忠は、北条氏の家系を継承し、北関東の覇を握った。...

重忠は、北条氏の家系を継承し、北関東の覇を握った。...

重忠は、北条氏の家系を継承し、北関東の覇を握った。...

重忠は、北条氏の家系を継承し、北関東の覇を握った。...

重忠は、北条氏の家系を継承し、北関東の覇を握った。...

重忠は、北条氏の家系を継承し、北関東の覇を握った。...

重忠は、北条氏の家系を継承し、北関東の覇を握った。...

重忠は、北条氏の家系を継承し、北関東の覇を握った。...

重忠は、北条氏の家系を継承し、北関東の覇を握った。...

重忠は、北条氏の家系を継承し、北関東の覇を握った。...

重忠は、北条氏の家系を継承し、北関東の覇を握った。...

重忠は、北条氏の家系を継承し、北関東の覇を握った。...

附文

總理學堂之社址

中國之教育宜如何

女子

一國之

教育

國民教育

社會

教育

教育

教育

中國之教育宜如何

中國之教育宜如何

附文

附文

總理學堂之社址

中國之教育宜如何

女子

一國之

教育

國民教育

中國之教育宜如何



本

書

一

二

三

四

五

六

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

...

本五十四部所載海軍之沿革。編纂者。一。則。由。海。軍。之。現。狀。而。溯。其。源。由。於。戰。後。之。年。月。也。

二。則。由。海。軍。之。現。狀。而。溯。其。源。由。於。戰。前。之。年。月。也。

三。則。由。海。軍。之。現。狀。而。溯。其。源。由。於。戰。後。之。年。月。也。

四。則。由。海。軍。之。現。狀。而。溯。其。源。由。於。戰。前。之。年。月。也。

五。則。由。海。軍。之。現。狀。而。溯。其。源。由。於。戰。後。之。年。月。也。

六。則。由。海。軍。之。現。狀。而。溯。其。源。由。於。戰。前。之。年。月。也。

七。則。由。海。軍。之。現。狀。而。溯。其。源。由。於。戰。後。之。年。月。也。

八。則。由。海。軍。之。現。狀。而。溯。其。源。由。於。戰。前。之。年。月。也。

九。則。由。海。軍。之。現。狀。而。溯。其。源。由。於。戰。後。之。年。月。也。

十。則。由。海。軍。之。現。狀。而。溯。其。源。由。於。戰。前。之。年。月。也。

十一。則。由。海。軍。之。現。狀。而。溯。其。源。由。於。戰。後。之。年。月。也。

本五十四部所載海軍之沿革。編纂者。一。則。由。海。軍。之。現。狀。而。溯。其。源。由。於。戰。後。之。年。月。也。

二。

本五十四部所載海軍之沿革。編纂者。一。則。由。海。軍。之。現。狀。而。溯。其。源。由。於。戰。後。之。年。月。也。

二。則。由。海。軍。之。現。狀。而。溯。其。源。由。於。戰。前。之。年。月。也。

三。則。由。海。軍。之。現。狀。而。溯。其。源。由。於。戰。後。之。年。月。也。

四。則。由。海。軍。之。現。狀。而。溯。其。源。由。於。戰。前。之。年。月。也。

五。則。由。海。軍。之。現。狀。而。溯。其。源。由。於。戰。後。之。年。月。也。

六。則。由。海。軍。之。現。狀。而。溯。其。源。由。於。戰。前。之。年。月。也。

七。則。由。海。軍。之。現。狀。而。溯。其。源。由。於。戰。後。之。年。月。也。

八。則。由。海。軍。之。現。狀。而。溯。其。源。由。於。戰。前。之。年。月。也。

九。則。由。海。軍。之。現。狀。而。溯。其。源。由。於。戰。後。之。年。月。也。

六、此の如き二種は、其の性質の上から見て、其の性質の異なる二種の性質を有するものと見做すべし。其の性質の上から見て、其の性質の異なる二種の性質を有するものと見做すべし。其の性質の上から見て、其の性質の異なる二種の性質を有するものと見做すべし。

其の性質の上から見て、其の性質の異なる二種の性質を有するものと見做すべし。其の性質の上から見て、其の性質の異なる二種の性質を有するものと見做すべし。其の性質の上から見て、其の性質の異なる二種の性質を有するものと見做すべし。

其の性質の上から見て、其の性質の異なる二種の性質を有するものと見做すべし。其の性質の上から見て、其の性質の異なる二種の性質を有するものと見做すべし。其の性質の上から見て、其の性質の異なる二種の性質を有するものと見做すべし。

其の性質の上から見て、其の性質の異なる二種の性質を有するものと見做すべし。其の性質の上から見て、其の性質の異なる二種の性質を有するものと見做すべし。其の性質の上から見て、其の性質の異なる二種の性質を有するものと見做すべし。

其の性質の上から見て、其の性質の異なる二種の性質を有するものと見做すべし。其の性質の上から見て、其の性質の異なる二種の性質を有するものと見做すべし。其の性質の上から見て、其の性質の異なる二種の性質を有するものと見做すべし。

其の性質の上から見て、其の性質の異なる二種の性質を有するものと見做すべし。其の性質の上から見て、其の性質の異なる二種の性質を有するものと見做すべし。其の性質の上から見て、其の性質の異なる二種の性質を有するものと見做すべし。

百五難志

嘉慶二十一年五月廿三日  
奉 旨 行

欽定四庫全書

嘉慶二十一年五月廿三日

欽定四庫全書

欽定四庫全書

欽定四庫全書

此書係乾隆年間所著... 欽定四庫全書

此書係乾隆年間所著... 欽定四庫全書

一、  
二、  
三、  
四、  
五、  
六、  
七、  
八、  
九、  
十、  
十一、  
十二、  
十三、  
十四、  
十五、  
十六、  
十七、  
十八、  
十九、  
二十、  
二十一、  
二十二、  
二十三、  
二十四、  
二十五、  
二十六、  
二十七、  
二十八、  
二十九、  
三十、  
三十一、  
三十二、  
三十三、  
三十四、  
三十五、  
三十六、  
三十七、  
三十八、  
三十九、  
四十、  
四十一、  
四十二、  
四十三、  
四十四、  
四十五、  
四十六、  
四十七、  
四十八、  
四十九、  
五十、

卷之九

一、  
二、  
三、  
四、  
五、  
六、  
七、  
八、  
九、  
十、  
十一、  
十二、  
十三、  
十四、  
十五、  
十六、  
十七、  
十八、  
十九、  
二十、  
二十一、  
二十二、  
二十三、  
二十四、  
二十五、  
二十六、  
二十七、  
二十八、  
二十九、  
三十、  
三十一、  
三十二、  
三十三、  
三十四、  
三十五、  
三十六、  
三十七、  
三十八、  
三十九、  
四十、  
四十一、  
四十二、  
四十三、  
四十四、  
四十五、  
四十六、  
四十七、  
四十八、  
四十九、  
五十、